

奈良市公報					令和8年4月16日発行 発行所 奈良市役所 発行人 奈良市長 編集人 法務ガバナンス課長
第166号					
目次					
条 例					
月	日	番号	件名	主管	
3	31	1	奈良市公報号外第27号に掲載	人事課	
3	31	2	奈良市公報号外第27号に掲載	人事課	
3	31	3	奈良市公報号外第27号に掲載	人事課	
3	31	4	奈良市公報号外第27号に掲載	消防局予防課	
3	31	5	奈良市公報号外第27号に掲載	企業局給排水課	
3	31	6	奈良市公報号外第27号に掲載	法務ガバナンス課、医療政策課、企業局企業総務課	
3	31	7	奈良市公報号外第27号に掲載	保健予防課	
3	31	8	奈良市公報号外第27号に掲載	法務ガバナンス課	
3	31	9	奈良市公報号外第27号に掲載	保健衛生課、建築指導課	
3	31	10	奈良市公報号外第27号に掲載	子ども給付課	
3	31	11	奈良市公報号外第27号に掲載	国保年金課	
3	31	12	奈良市公報号外第27号に掲載	介護福祉課	
3	31	13	奈良市公報号外第27号に掲載	環境政策課	
3	31	14	奈良市公報号外第27号に掲載	公園緑地課、土木管理課	
3	31	15	奈良市公報号外第27号に掲載	地域教育課	
3	31	16	奈良市公報号外第27号に掲載	医療政策課	
3	31	17	奈良市公報号外第27号に掲載	企業局企業総務課	
3	31	18	奈良市公報号外第27号に掲載	議会総務課	
3	31	19	奈良市公報号外第27号に掲載	議会総務課	
3	31	20	奈良市公報号外第27号に掲載	市民税課	
規 則					
月	日	番号	件名	主管	
3	23	1	奈良市公報号外第27号に掲載	介護福祉課	
3	23	2	奈良市公報号外第27号に掲載	福祉医療課	

3	31	3	奈良市公報号外第27号に掲載	人事課
3	31	4	奈良市公報号外第27号に掲載	福祉政策課
3	31	5	奈良市公報号外第27号に掲載	保健予防課
3	31	6	奈良市公報号外第27号に掲載	保健予防課
3	31	7	奈良市公報号外第27号に掲載	総務課
3	31	8	奈良市公報号外第27号に掲載	法務ガバナンス課
3	31	9	奈良市公報号外第27号に掲載	総務課
3	31	10	奈良市公報号外第27号に掲載	人事課
3	31	11	奈良市公報号外第27号に掲載	人事課
3	31	12	奈良市公報号外第27号に掲載	人事課
3	31	13	奈良市公報号外第27号に掲載	人事課
3	31	14	奈良市公報号外第27号に掲載	人事課
3	31	15	奈良市公報号外第27号に掲載	会計課
3	31	16	奈良市公報号外第27号に掲載	契約課
3	31	17	奈良市公報号外第27号に掲載	資産管理課
3	31	18	奈良市公報号外第27号に掲載	市民税課
3	31	19	奈良市公報号外第27号に掲載	子ども給付課
3	31	20	奈良市公報号外第27号に掲載	子ども給付課
3	31	21	奈良市公報号外第27号に掲載	子ども給付課
3	31	22	奈良市公報号外第27号に掲載	保健衛生課
3	31	23	奈良市公報号外第27号に掲載	保健衛生課
3	31	24	奈良市公報号外第27号に掲載	保健衛生課
3	31	25	奈良市公報号外第27号に掲載	文化振興課
3	31	26	奈良市公報号外第27号に掲載	文化振興課
3	31	27	奈良市公報号外第27号に掲載	文化振興課
3	31	28	奈良市公報号外第27号に掲載	環境政策課
3	31	29	奈良市公報号外第27号に掲載	建築指導課
3	31	30	奈良市公報号外第27号に掲載	都市計画課
3	31	31	奈良市公報号外第27号に掲載	開発指導課
3	31	32	奈良市公報号外第27号に掲載	消防局予防課
3	31	33	奈良市公報号外第27号に掲載	保健給食課
告 示				
月	日	番号	件 名	主 管
3	16	112	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護課
3	16	113	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
3	16	114	奈良市公報号外第27号に掲載	母子保健課
3	18	115	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課

3	19	116	放置自転車等の保管	環境政策課
3	19	117	放置自転車等の保管	環境政策課
3	23	118	放置自転車等の保管	環境政策課
3	23	119	指定公金事務取扱者の指定	医療政策課
3	24	120	歴史的風致形成建造物の指定	観光戦略課
3	24	121	奈良市公報号外第 27 号に掲載	公園緑地課
3	24	122	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
3	24	123	差押調書等の公示送達	国保年金課
3	24	124	差押調書等の公示送達	国保年金課
3	25	125	指定公金事務取扱者の指定	産業政策課
3	26	126	道路の区域変更	土木管理課
3	26	127	道路の供用開始	土木管理課
3	26	128	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
3	26	129	指定緊急避難場所及び指定避難所の指定	危機管理課
3	26	130	指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の取消し	危機管理課
3	26	131	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護課
3	27	132	放置自転車等の保管	環境政策課
3	27	133	奈良市公報号外第 27 号に掲載	住宅課
3	27	134	奈良市公報号外第 27 号に掲載	住宅課
3	27	135	奈良市公報号外第 27 号に掲載	子ども給付課
3	27	136	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
3	27	137	令和 7 年度奈良市一般会計補正予算の要領	財政課
3	27	138	令和 8 年度奈良市一般会計予算の要領	財政課
3	27	139	住民票の職権消除	市民課
3	27	140	奈良市公報号外第 27 号に掲載	子ども育成課
3	27	141	奈良市公報号外第 27 号に掲載	市民課
3	30	142	奈良市公報号外第 27 号に掲載	福祉政策課
3	30	143	奈良市公報号外第 27 号に掲載	開発指導課
3	30	144	指定管理者の指定	産業政策課
3	30	145	奈良市公報号外第 27 号に掲載	子ども安心課
3	30	146	奈良市公報号外第 27 号に掲載	母子保健課
3	30	147	奈良市公報号外第 27 号に掲載	障がい福祉課
3	30	148	奈良市公報号外第 27 号に掲載	障がい福祉課
3	30	149	指定管理者の指定	医療政策課
3	30	150	奈良市公報号外第 27 号に掲載	健康増進課
3	31	151	奈良市公報号外第 27 号に掲載	子ども給付課
3	31	152	令和 5 年奈良市告示第 72 号（収納事務の委託）の一部改正	市民課
3	31	153	指定公金事務取扱者の指定	市民課

3	31	154	大和都市計画駐車場整備地区の変更	都市計画課
3	31	155	奈良市公報号外第27号に掲載	障がい福祉課
3	31	156	建築基準法の規定による公告認定対象区域内の建築物の位置及び構造の認定の取消し	建築指導課
3	31	157	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者等の指定	障がい福祉課
3	31	158	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定（更新）	障がい福祉課
3	31	159	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者等の廃止	障がい福祉課
3	31	160	奈良市公報号外第27号に掲載	長寿福祉課
3	31	161	奈良市公報号外第27号に掲載	財政課
3	31	162	建築基準法の規定による公告認定対象区域内の建築物の位置及び構造の認定	建築指導課
3	31	163	令和6年奈良市告示第230号（指定公金事務取扱者の指定）の一部改正	文化振興課
3	31	164	令和6年奈良市告示第231号（指定公金事務取扱者の指定）の一部改正	文化振興課
3	31	165	令和7年奈良市告示第223号（指定公金事務取扱者の指定）の一部改正	文化振興課
3	31	166	奈良市公報号外第27号に掲載	総合政策課
3	31	167	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
3	31	168	奈良市公報号外第27号に掲載	国保年金課
3	31	169	令和7年度奈良市一般会計補正予算の要領	財政課
3	31	170	保存樹の指定及び解除	農政課
3	31	171	奈良市公報号外第27号に掲載	子ども育成課
訓 令 甲				
月	日	番号	件 名	主 管
3	31	1	奈良市公報号外第27号に掲載	総務課
3	31	2	奈良市公報号外第27号に掲載	総務課
3	31	3	奈良市公報号外第27号に掲載	環境政策課
3	31	4	奈良市公報号外第27号に掲載	人事課
監 査				
月	日	番号	件 名	
3	27	4	包括外部監査の結果に関する報告の公表	
3	31	5	定期監査の実施	
3	31	6	包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知	
3	31	7	監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知	

公 営 企 業				
月	日	番号	件 名	主 管
3	31	6	奈良市公報号外第27号に掲載	企業総務課
3	31	7	奈良市公報号外第27号に掲載	企業総務課
3	31	8	奈良市公報号外第27号に掲載	企業総務課
3	31	9	奈良市公報号外第27号に掲載	企業総務課
3	31	10	奈良市公報号外第27号に掲載	企業総務課
3	31	11	奈良市公報号外第27号に掲載	企業総務課
3	31	12	奈良市公報号外第27号に掲載	企業総務課
3	31	19	奈良市企業局入札参加者等審査会要綱の一部を改正する告示	企業総務課
3	31	20	奈良市企業局公共工事の発注見通しの公表に関する要綱の一部を改正する告示	企業総務課
3	31	21	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定の更新	営業管理課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件 名	主 管
3	19	4	定例教育委員会の開催	教育政策課
3	26	5	奈良市公報号外第27号に掲載	文化財課
3	26	6	奈良市公報号外第27号に掲載	文化財課
3	30	1	奈良市公報号外第27号に掲載	地域教育課
3	30	2	奈良市公報号外第27号に掲載	保健給食課
3	30	7	奈良市公報号外第27号に掲載	特別支援教育推進課
3	31	3	奈良市公報号外第27号に掲載	教育政策課
3	31	4	奈良市公報号外第27号に掲載	教育政策課
3	31	5	奈良市公報号外第27号に掲載	医療政策課
選 挙 管 理 委 員 会				
月	日	番号	件 名	
3	31	22	選挙管理委員会委員長の退職	
議 会				
月	日	番号	件 名	主 管
3	31	1	奈良市公報号外第27号に掲載	議会総務課
3	31	2	奈良市公報号外第27号に掲載	議会総務課

告

示

奈良市告示第 112 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 3 の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 16 日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
西田歯科医院	奈良県奈良市大宮町三丁目 4 番 34 号青垣ビル 2F	令和 8 年 1 月 31 日

(令和 8 年 3 月 16 日揭示済)

奈良市告示第 113 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により医療機関を指定したので、同法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 16 日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
右京みみはなのどクリニック	奈良県奈良市右京三丁目 23-6	令和 8 年 2 月 24 日
西田歯科医院	奈良県奈良市大宮町三丁目 4 番 34 号青垣ビル 2F	令和 8 年 2 月 1 日

(令和 8 年 3 月 16 日揭示済)

奈良市告示第 115 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により今在家町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示します。

令和 8 年 3 月 18 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
事 務 所 の 所 在 地	奈良市今在家町 34 番地	奈良市川上町 572 番地の 3
代表者の氏名 及 び 住 所	平野 康隆 奈良市今在家町 34 番地	羽上田 敏弘 奈良市川上町 572 番地の 3

2 変更の年月日

令和 8 年 1 月 25 日

(令和 8 年 3 月 18 日揭示済)

奈良市告示第 116 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 19 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 8 年 3 月 4 日

3 移動対象区域

近鉄富雄駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及び JR 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和 8 年 3 月 19 日揭示済）

奈良市告示第 117 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 19 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 8 年 3 月 10 日

3 移動対象区域

JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和 8 年 3 月 19 日揭示済）

奈良市告示第 118 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 23 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 8 年 3 月 18 日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和 8 年 3 月 23 日掲示済）

奈良市告示第 119 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和 40 年奈良市規則第 1 号）第 22 条の 3 第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 23 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定公金事務取扱者・指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類

指定公金事務取扱者	指定公金事務取扱者に委託する 公金事務にかかる歳入等の種類
大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 1 番 43 号あべのハレカ ス 28 階 株式会社エヌジェーシー大阪支社 取締役第 2 事業部長 小林 真由美	休日夜間応急診療所使用料、診療所手数料

2 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和 7 年 7 月 1 日

委託をした日：令和 7 年 7 月 1 日

3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間

令和 7 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日まで

（令和 8 年 3 月 23 日掲示済）

奈良市告示第 120 号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）第 12 条第 1 項の規定により、歴

史的風致形成建造物を指定したので、次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 24 日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定番号	指定年月日	指定名称	概要	所在地
第 38 号	令和 8 年 3 月 24 日	中尾家住宅	主屋（木造平屋建、切妻造、平入、棧瓦葺）	高畑町 961 番地
第 39 号	令和 8 年 3 月 24 日	鳴川町町家	主屋（木造つし二階建、切妻造、平入、棧瓦葺）	鳴川町 42 番地
第 40 号	令和 8 年 3 月 24 日	奈良春日山酒造 株式会社	主屋（木造つし二階建、切妻造、平入、棧瓦葺） 塀（木造、棧瓦葺）	高畑町 915 番地
第 41 号	令和 8 年 3 月 24 日	鍋屋町住宅兼店舗	主屋（切妻造、平入、棧瓦葺）	鍋屋町 55 番地
第 42 号	令和 8 年 3 月 24 日	鈴木家住宅 西紀寺長屋	主屋（木造平屋建、切妻造、平入、棧瓦葺）	西紀寺 町 22 番 地 7
第 43 号	令和 8 年 3 月 24 日	有司家住宅	主屋（木造つし二階建、切妻造、棧瓦葺） 渡廊下（木造平屋建、切妻造、棧瓦葺） 離れ（木造平屋建、正面入母屋造、背面切妻 造、妻入、棧瓦葺）	紀寺町 978 番 1

(令和 8 年 3 月 24 日揭示済)

奈良市告示第 122 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 8 年 3 月 24 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和 8 年 1 月 7 日 奈良市指令整開 第 25A-26 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和 8 年 3 月 24 日 第 1973 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市あやめ池南六丁目 1162 番 1 及び 1162 番 2

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市大宮町六丁目 5 番地の 14 プリンセスコートビル

大西 克子

(令和 8 年 3 月 24 日揭示済)

奈良市告示第 123 号

奈良市国民健康保険料の滞納処分に関して、1 記載の者に対し、2 記載の文書を送達すべきところ、送達を受けるべき者の住所等が明らかでなく送達することができないため、奈良市国民健康保険条例（昭和 34 年奈良市条例第 13 号）第 22 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 8 年 3 月 24 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 送達を受けるべき者の氏名及び住所
省略

2 送達すべき文書及び部数

- (1) 令和 7 年 11 月 27 日付 差押調書 (謄本) 1 部
(2) 令和 7 年 12 月 11 日付 配当計画書 (謄本) 1 部
(3) 令和 7 年 12 月 18 日付 充当通知書 1 部

(令和 8 年 3 月 24 日揭示済)

奈良市告示第 124 号

奈良市国民健康保険料の滞納処分に関して、1 記載の者に対し、2 記載の文書を送達すべきところ、送達を受けるべき者の住所等が明らかでなく送達することができないため、奈良市国民健康保険条例 (昭和 34 年奈良市条例第 13 号) 第 22 条において準用する地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 20 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 8 年 3 月 24 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 送達を受けるべき者の氏名及び住所
省略

2 送達すべき文書及び部数

- (1) 令和 8 年 3 月 9 日付 差押調書 (謄本) 1 部
(2) 令和 8 年 3 月 19 日付 配当計画書 (謄本) 1 部
(3) 令和 8 年 3 月 26 日付 充当通知書 1 部

(令和 8 年 3 月 24 日揭示済)

奈良市告示第 125 号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則 (昭和 40 年奈良市規則第 1 号) 第 22 条の 3 第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 25 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定公金事務取扱者・指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類

指定公金事務取扱者	指定公金事務取扱者に委託する 公金事務にかかる歳入等の種類
小学館集英社プロダクション共同事業体 代表企業 東京都千代田区神田神保町 2-30 昭和ビル 株式会社小学館集英社プロダクション 代表取締役社長 松井 聡 法人番号 9010001018924 構成員 大阪府大阪市天王寺区清水谷町 2 番 37 号 テルウェル西日本株式会社 代表取締役社長 山田 邦裕 法人番号 9120001098385	・ なら工芸館 展示コーナー使用料 ・ なら工芸館 附属設備及びその使用料

2 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和 8 年 2 月 2 日

委託をした日：令和 8 年 2 月 2 日

3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間

令和 8 年 3 月 23 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(令和 8 年 3 月 25 日揭示済)

奈良市告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

整理 番号	路線名	区 間	変更 前後 別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
1	南部第52号線	大安寺三丁目77番3地先から大安寺三丁目85番1地先まで	前	7.67	5.1	
			後	10.17	5.1	

(令和8年3月26日揭示済)

奈良市告示第127号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

整理 番号	路線名	区 間		延長 (m) 幅員 (m)
1	南部第52号線	大安寺三丁目77番3地先から	大安寺三丁目85番1地先まで	L=5.1 W=10.17

(令和8年3月26日揭示済)

奈良市告示第128号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和8年3月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和8年3月9日 奈良市指令整開 第25A-39号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和8年3月26日 第1974号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市中山町西二丁目896番3、896番11、896番12、1950番1、1951番1及び1951番2

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都府木津川市加茂町美浪櫛5番

株式会社西脇産業 代表取締役 北 健之助

(令和8年3月26日揭示済)

奈良市告示第129号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項及び第49条の7第1項の規定により、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定したので、同法第49条の4第3項及び第49条の7第2項の規定により次のとおり公示する。

令和8年3月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定緊急避難場所
奈良東国際介護福祉学院
- 2 指定避難所
奈良東国際介護福祉学院
- 3 指定年月日
令和 8 年 4 月 1 日

(令和 8 年 3 月 26 日揭示済)

奈良市告示第 130 号

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 6 第 1 項及び第 49 条の 7 第 2 項の規定により、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を取り消したので、同法第 49 条の 6 第 2 項及び第 49 条の 7 第 2 項の規定により次のとおり公示する。

令和 8 年 3 月 26 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定緊急避難場所の指定の取消し
奈良佐保短期大学
- 2 指定避難所の指定の取消し
奈良佐保短期大学
- 3 指定の取消し年月日
令和 8 年 4 月 1 日

(令和 8 年 3 月 26 日揭示済)

奈良市告示第 131 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 26 日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
ジョイレー西大寺機能訓練デイサービス	奈良県奈良市山陵町 127 番地 1	通所介護 通所型サービス（独自）	令和 8 年 1 月 1 日
株式会社ジョイレー	奈良県生駒市鹿ノ台西三丁目 26 番地 16		
ハッピースタッフ奈良登美ヶ丘	奈良県奈良市南登美ヶ丘 10-1	訪問介護 訪問型サービス（独自）	令和 8 年 1 月 1 日
株式会社ライフケア・ビジョン	大阪府大阪市東淀川区東中島一丁目 18 番 22 号		
訪問介護凛	奈良県奈良市神殿町 472	訪問介護 訪問型サービス（独自）	令和 8 年 1 月 1 日
株式会社漣	奈良県奈良市神殿町 472		
リハビリデイサービス彦庵宝来	奈良県奈良市宝来三丁目 15-7	地域密着型通所介護 通所型サービス（独自）	令和 8 年 2 月 1 日
株式会社彦庵	奈良県奈良市学園南三丁目 4-21		
通所介護事業所エニシア	奈良県奈良市中町 5014	地域密着型通所介護	令和 8 年 2 月 1 日
株式会社ホワイト	奈良県奈良市中町 5014		

シン・ケアマネジメン ト lab	奈良県奈良市六条三丁目 7 番 1 号シルキーハイム 201	介護予防支援事業	令和 8 年 2 月 1 日
合同会社ミューチュ アルエイド	奈良県奈良市六条西三丁目 14-4		
居宅介護支援事業所 エルツリー	奈良県奈良市左京四丁目 10 番地 の 7	居宅介護支援事業	令和 8 年 3 月 1 日
一般社団法人 L・Tree	奈良県奈良市左京四丁目 10 番地 の 7		

(令和 8 年 3 月 26 日揭示済)

奈良市告示第 132 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 27 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 8 年 3 月 24 日

3 移動対象区域

JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

(令和 8 年 3 月 27 日揭示済)

奈良市告示第 136 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により山村町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 27 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	茅田 重徳 奈良市山町 678 番地	中原 達雄 奈良市山町 712 番地の 2

2 変更の年月日

令和 8 年 2 月 11 日

(令和 8 年 3 月 27 日揭示済)

奈良市告示第 137 号

令和 7 年奈良市議会 3 月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により別紙のとおり公表する。

令和 8 年 3 月 27 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 令和 7 年度奈良市一般会計補正予算（第 10 号）
- 2 令和 7 年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 3 令和 7 年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 4 令和 7 年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 5 令和 7 年度奈良市サマルカント交流事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 6 令和 7 年度奈良市病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 7 令和 7 年度奈良市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 8 令和 7 年度奈良市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

令和7年度奈良市一般会計 補正予算（第10号）

令和7年度奈良市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,955,719千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ179,054,846千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12. 地 方 交 付 税		千円 23,290,000	千円 1,073,903	千円 24,363,903
	1. 地 方 交 付 税	23,290,000	1,073,903	24,363,903
14. 分担金及び負担金		535,732	4,000	539,732
	1. 分 担 金	6,375	4,000	10,375
16. 国 庫 支 出 金		39,811,668	384,226	40,195,894
	1. 国 庫 負 担 金	24,378,563	250,000	24,628,563
	2. 国 庫 補 助 金	4,720,606	17,053	4,737,659
	4. 国 庫 交 付 金	10,564,598	117,173	10,681,771
17. 県 支 出 金		12,687,104	230,590	12,917,694
	1. 県 負 担 金	7,159,312	125,000	7,284,312
	2. 県 補 助 金	2,558,982	105,590	2,664,572
19. 寄 附 金		1,491,800	49,900	1,541,700
	1. 寄 附 金	1,491,800	49,900	1,541,700
23. 市 債		17,937,600	213,100	18,150,700
	1. 市 債	17,937,600	213,100	18,150,700
歳 入 合 計		177,099,127	1,955,719	179,054,846

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		18,599,380 ^{千円}	366,613 ^{千円}	18,965,993 ^{千円}
	1. 総務管理費	12,062,100	246,331	12,308,431
	2. 企画費	2,826,164	96,399	2,922,563
	3. 徴税費	1,523,238	5,380	1,528,618
	4. 戸籍住民基本台帳費	993,692	17,753	1,011,445
	5. 選挙費	850,497	500	850,997
	7. 監査委員費	70,726	250	70,976
3. 民生費		82,158,281	639,347	82,797,628
	1. 社会福祉費	39,168,604	620,326	39,788,930
	2. 児童福祉費	29,605,299	13,709	29,619,008
	3. 生活保護費	13,206,224	4,500	13,210,724
	4. 国民年金事務費	178,154	812	178,966
4. 衛生費		14,947,174	33,880	14,981,054
	1. 保健衛生費	5,015,101	15,093	5,030,194
	2. 保健所費	820,085	5,000	825,085
	3. 清掃費	7,975,723	13,787	7,989,510
5. 労働費		107,628	650	108,278
	1. 労働諸費	107,628	650	108,278
6. 農林水産業費		870,372	124,091	994,463
	1. 農林費	870,372	124,091	994,463

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 商 工 費		1,058,041 ^{千円}	3,102 ^{千円}	1,061,143 ^{千円}
	1. 商 工 費	1,058,041	3,102	1,061,143
9. 土 木 費		15,641,000	266,746	15,907,746
	1. 土 木 管 理 費	266,896	4,000	270,896
	2. 道 路 橋 梁 費	7,581,642	31,078	7,612,720
	3. 河 川 費	382,271	900	383,171
	4. 都 市 計 画 費	5,850,199	229,368	6,079,567
	6. 住 宅 費	666,289	1,400	667,689
10. 消 防 費		5,207,038	118,072	5,325,110
	1. 消 防 費	5,207,038	118,072	5,325,110
11. 教 育 費		17,552,406	84,043	17,636,449
	1. 教 育 総 務 費	3,408,828	48,065	3,456,893
	2. 小 学 校 費	6,264,115	4,671	6,268,786
	3. 中 学 校 費	1,321,111	2,140	1,323,251
	4. 高 等 学 校 費	908,317	20,943	929,260
	6. 社 会 教 育 費	2,118,407	6,258	2,124,665
	7. 保 健 体 育 費	2,963,165	1,966	2,965,131
14. 諸 支 出 金		371,526	319,175	690,701
	3. 減 債 基 金	58,947	319,175	378,122
歳 出 合 計		177,099,127	1,955,719	179,054,846

第2表 繰越明許費補正

1. 追加分

款	項	事業名	金額
2. 総務費			928,158 ^{千円}
	1. 総務管理費	自治会等活動推進経費	215,000
		庁舎等施設整備事業	59,677
		スポーツ施設整備事業	476,700
	2. 企画費	エネルギー政策経費	32,000
		防災対策経費	103,920
		なら100年会館運営管理経費	14,850
		文化振興施設整備事業	4,800
	3. 徴税費	賦課事務経費	4,158
	4. 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事務経費	17,053
3. 民生費			200,217
	1. 社会福祉費	高齢者福祉施設整備事業	30,920
		社会福祉施設整備事業	3,263
		障害者福祉施設整備事業	66,000
	2. 児童福祉費	児童福祉施設整備事業	97,034
		認定こども園施設整備事業	3,000
4. 衛生費			204,410
	1. 保健衛生費	墓地火葬場管理経費	6,500
		保健衛生施設整備事業	104,300
	3. 清掃費	クリーンセンター建設準備経費	86,000
		清掃施設整備事業	7,610

款	項	事業名	金額
6. 農林水産業費			133,716 ^{千円}
	1. 農林費	特産団地育成経費	79,090
		土地基盤整備事業	44,500
		美しい森林づくり基盤整備交付金事業経費	776
		林業施設整備事業	9,350
7. 商工費			35,000
	1. 商工費	中小企業振興対策経費	35,000
8. 観光費			130,150
	1. 観光費	観光施設整備事業	130,150
9. 土木費			1,858,101
	2. 道路橋梁費	道路管理経費	28,000
		道路橋梁維持補修経費	18,000
	3. 河川費	河川堤防改修事業	37,000
	4. 都市計画費	都市計画事務経費	21,770
		バリアフリー基本構想策定経費	11,473
		歴史的風致形成建造物保存整備事業経費	10,000
		街路事業	813,928
		J R奈良駅付近連続立体交差事業	397,547
		公園事業	368,683
		駐車場整備事業	9,600
	6. 住宅費	公営住宅整備事業	142,100
10. 消防費			705,888
	1. 消防費	消防施設整備事業	705,888

款	項	事業名	金額
11. 教育費			千円 551,461
	1. 教育総務費	中高一貫校施設整備事業	446
	3. 中学校費	中学校施設整備事業	292,552
	4. 高等学校費	高等学校運営管理経費	3,127
	5. 幼稚園費	幼稚園民間移管等準備経費	1,300
	6. 社会教育費	指定文化財補助経費	915
		社会教育施設整備事業	253,121
合 計			4,747,101

2. 変更分

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
9. 土木費	2. 道路橋梁費	道路橋梁新設改良事業	279,019 ^{千円}	2,190,887 ^{千円}
11. 教育費	2. 小学校費	小学校施設整備事業	3,600,000	4,375,590

第3表 地方債補正

1. 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
土地基盤整備事業	19,800 ^{千円}	31,400 ^{千円}
都市計画事業	2,244,700	2,446,200
計	17,937,600	18,150,700

令和7年度奈良市国民健康保険 特別会計補正予算（第3号）

令和7年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ201,106千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,508,635千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 国民健康保険料		千円 6,462,634	千円 52,597	千円 6,515,231
	1. 国民健康保険料	6,462,634	52,597	6,515,231
6. 繰 入 金		2,640,764	148,509	2,789,273
	1. 一般会計繰入金	2,640,764	8,509	2,649,273
	2. 基金繰入金	-	140,000	140,000
歳 入 合 計		35,307,529	201,106	35,508,635

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 事業費納付金		千円 8,454,928	千円 201,106	千円 8,656,034
	1. 医療給付費 事業費納付金	5,570,307	56,138	5,626,445
	2. 後期高齢者支援金 事業費納付金	2,184,844	104,151	2,288,995
	3. 介護納付金 事業費納付金	699,777	40,817	740,594
歳 出 合 計		35,307,529	201,106	35,508,635

令和 7 年度奈良市土地区画整理事業
特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

第 1 表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
J R 奈良駅南 2. 地区土地地区画 整 理 事 業 費			千円 368,600
	J R 奈良駅南 1. 地区土地地区画 整 理 事 業 費	J R 奈 良 駅 南 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業	368,600
合 計			368,600

令和 7 年度奈良市介護保険
特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度奈良市の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 5 0, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 8, 9 0 2, 7 2 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 国庫支出金		千円 8,665,171	千円 57,100	千円 8,722,271
	1. 国庫負担金	6,606,825	46,600	6,653,425
	2. 国庫補助金	2,058,346	10,500	2,068,846
3. 支払基金金		10,062,509	67,500	10,130,009
	1. 支払基金金	10,062,509	67,500	10,130,009
4. 県支出金		5,270,290	34,650	5,304,940
	1. 県負担金	5,076,924	34,650	5,111,574
6. 繰入金		6,089,313	90,750	6,180,063
	1. 一般会計繰入金	5,707,081	31,250	5,738,331
	2. 基金繰入金	382,232	59,500	441,732
歳 入 合 計		38,652,725	250,000	38,902,725

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 保険給付費		千円 35,950,000	千円 250,000	千円 36,200,000
	1. 介護サービス等諸費	35,950,000	250,000	36,200,000
歳 出 合 計		38,652,725	250,000	38,902,725

令和7年度奈良市サマルカンド交流事業 特別会計補正予算（第1号）

令和7年度奈良市のサマルカンド交流事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ25,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 寄 附 金		千円 -	千円 25,000	千円 25,000
	1. 寄 附 金	-	25,000	25,000
歳 入 合 計		115,000	25,000	140,000

(注) 「第2款 繰入金」を「第3款 繰入金」に改める。

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 基金積立金		千円 47,000	千円 25,000	千円 72,000
	1. 基金積立金	47,000	25,000	72,000
歳 出 合 計		115,000	25,000	140,000

令和 7 年度奈良市病院事業会計
補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度奈良市病院事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 7 年度奈良市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		収	入	
第 1 款	病院事業収益	864,139千円	8,453千円	872,592千円
第 2 項	医業外収益	622,462千円	8,453千円	630,915千円
		支	出	
第 1 款	病院事業費用	907,132千円	8,453千円	915,585千円
第 1 項	医業費用	723,080千円	8,453千円	731,533千円

（他会計からの補助金）

第 3 条 予算第 8 条中「69,783千円」を「78,236千円」に改める。

令和7年度奈良市水道事業会計
補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度奈良市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和7年度奈良市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（項 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
4. 主要な建設改良事業	2,848,510千円	△ 33,000千円	2,815,510千円
（7）都祁地域建設改良費	310,445千円	△ 33,000千円	277,445千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 水道事業費用	9,170,000千円	39,222千円	9,209,222千円
第1項 営業費用	8,786,870千円	39,222千円	8,826,092千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額3,364,000千円」を「不足する額3,309,944千円」に、「当年度分損益勘定留保資金739,453千円」を「当年度分損益勘定留保資金685,397千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 資本的支出	4,520,000千円	△54,056千円	4,465,944千円
第1項 建設改良費	3,061,311千円	△54,056千円	3,007,255千円

（継続費）

第5条 予算第5条に定めた継続費を次のとおり改める。

1. 廃止分

款	項	事業名	総 額	年度	年割額
資 本 的 支 出	建 設 改 良 費	新 小 倉 加 圧 ポ ン プ 所 築 造 工 事	千円 400,290	7	千円 33,000
				8	103,400
				9	263,890

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第10条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	1,367,797千円	18,166千円	1,385,963千円

令和7年度奈良市下水道事業会計
補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度奈良市下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度奈良市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 下水道事業費用	8,322,000千円	△14,431千円	8,307,569千円
第1項 営業費用	7,906,860千円	△14,431千円	7,892,429千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額2,422,000千円」を「不足する額2,422,743千円」に、「当年度分損益勘定留保資金1,460,251千円」を「当年度分損益勘定留保資金1,460,994千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 資本的支出	4,106,000千円	743千円	4,106,743千円
第1項 建設改良費	1,155,041千円	743千円	1,155,784千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	256,759千円	△13,688千円	243,071千円

(令和 8 年 3 月 27 日揭示済)

奈良市告示第 138 号

令和 8 年奈良市議会 3 月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和 8 年 3 月 27 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 令和 8 年度奈良市一般会計予算
- 2 令和 8 年度奈良市国民健康保険特別会計予算
- 3 令和 8 年度奈良市土地区画整理事業特別会計予算
- 4 令和 8 年度奈良市介護保険特別会計予算
- 5 令和 8 年度奈良市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算
- 6 令和 8 年度奈良市後期高齢者医療特別会計予算
- 7 令和 8 年度奈良市サマルカンド交流事業特別会計
- 8 令和 8 年度奈良市病院事業会計予算
- 9 令和 8 年度奈良市水道事業会計予算
- 10 令和 8 年度奈良市下水道事業会計予算

令和 8 年度奈良市一般会計予算

令和 8 年度奈良市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 9 3 , 4 2 5 , 5 9 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2 6 , 0 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 市 税		57,764,040 ^{千円}
	1. 市 民 税	29,157,736
	2. 固 定 資 産 税	21,334,368
	3. 軽 自 動 車 税	736,023
	4. 市 た ば こ 税	1,789,924
	5. 入 湯 税	52,140
	6. 事 業 所 税	1,086,552
	7. 都 市 計 画 税	3,595,887
	8. 旧 法 に よ る 税	11,410
2. 地 方 譲 与 税		899,000
	1. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	168,000
	2. 自 動 車 重 量 譲 与 税	650,000
	3. 森 林 環 境 譲 与 税	81,000
3. 利 子 割 交 付 金		350,000
	1. 利 子 割 交 付 金	350,000
4. 配 当 割 交 付 金		1,550,000
	1. 配 当 割 交 付 金	1,550,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		1,700,000
	1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,700,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金		630,000
	1. 法 人 事 業 税 交 付 金	630,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金		10,100,000
	1. 地 方 消 費 税 交 付 金	10,100,000
8. ゴルフ場利用税交付金		300,000
	1. ゴルフ場利用税交付金	300,000

款	項	金 額
9. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		3,300 ^{千円}
	1. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	3,300
10. 地方特例交付金		541,000
	1. 地方特例交付金	539,000
	2. 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	2,000
11. 地方交付税		22,700,000
	1. 地方交付税	22,700,000
12. 交通安全対策特別交付金		50,000
	1. 交通安全対策特別交付金	50,000
13. 分担金及び負担金		775,311
	1. 分 担 金	5,575
	2. 負 担 金	769,736
14. 使用料及び手数料		2,748,914
	1. 使 用 料	2,008,496
	2. 手 数 料	740,418
15. 国庫支出金		37,765,966
	1. 国庫負担金	25,419,351
	2. 国庫補助金	3,442,795
	3. 国庫委託金	139,242
	4. 国庫交付金	8,764,578

款	項	金 額
16. 県 支 出 金		13,648,205 千円
	1. 県 負 担 金	7,624,303
	2. 県 補 助 金	2,719,979
	3. 県 委 託 金	144,245
	4. 県 交 付 金	3,159,678
17. 財 産 収 入		1,888,192
	1. 財 産 運 用 収 入	463,088
	2. 財 産 売 払 収 入	1,425,104
18. 寄 附 金		1,576,050
	1. 寄 附 金	1,576,050
19. 繰 入 金		4,794,942
	1. 特 別 会 計 繰 入 金	280,474
	2. 基 金 繰 入 金	4,514,468
20. 諸 収 入		2,868,377
	1. 延滞金・加算金及び過料	230,000
	2. 預 金 利 子	72,663
	3. 貸 付 金 元 利 収 入	735,053
	4. 雑 入	1,830,661
22. 市 債		30,772,300
	1. 市 債	30,772,300
歳 入 合 計		193,425,597

歳出

款	項	金額
1. 議会費		687,749 ^{千円}
	1. 議会費	687,749
2. 総務費		20,474,612
	1. 総務管理費	14,300,110
	2. 企画費	3,540,885
	3. 徴税費	1,497,633
	4. 戸籍住民基本台帳費	903,796
	5. 選挙費	115,481
	6. 統計調査費	45,137
	7. 監査委員費	71,570
3. 民生費		82,725,115
	1. 社会福祉費	38,499,172
	2. 児童福祉費	30,268,719
	3. 生活保護費	13,852,664
	4. 国民年金事務費	104,560
4. 衛生費		23,570,967
	1. 保健衛生費	4,562,433
	2. 保健所費	817,393
	3. 清掃費	17,957,866
	4. 上水道費	233,275
5. 労働費		107,014
	1. 労働諸費	107,014

款	項	金 額
6. 農 林 水 産 業 費		949,258 千円
	1. 農 林 費	949,258
7. 商 工 費		1,114,898
	1. 商 工 費	1,114,898
8. 観 光 費		1,275,926
	1. 観 光 費	1,275,926
9. 土 木 費		15,352,473
	1. 土 木 管 理 費	282,113
	2. 道 路 橋 梁 費	7,412,209
	3. 河 川 費	381,139
	4. 都 市 計 画 費	5,468,001
	5. 下 水 道 費	844,770
	6. 住 宅 費	964,241
10. 消 防 費		6,082,238
	1. 消 防 費	6,082,238
11. 教 育 費		20,662,598
	1. 教 育 総 務 費	4,269,030
	2. 小 学 校 費	6,079,517
	3. 中 学 校 費	3,279,684
	4. 高 等 学 校 費	969,931
	5. 幼 稚 園 費	551,671
	6. 社 会 教 育 費	2,243,521
	7. 保 健 体 育 費	3,269,244

款	項	金額
12. 災害復旧費		62,000 ^{千円}
	1. 農林水産業施設 災害復旧費	32,000
	2. 土木施設災害復旧費	30,000
13. 公債費		19,263,655
	1. 公債費	19,263,655
14. 諸支出金		1,047,094
	1. 地元公共事業基金	812,953
	2. 財政調整基金	114,283
	3. 減債基金	119,858
15. 予備費		50,000
	1. 予備費	50,000
歳出合計		193,425,597

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
議会だより印刷経費	令和8年度から 令和9年度まで	千円 5,467
奨学金返還支援補助金(令和9年度採用者分)	令和8年度から 令和18年度まで	22,800
職員貸与被服購入経費	令和8年度から 令和9年度まで	12,000
再生用紙A4(庁用)	令和8年度から 令和9年度まで	3,000円/箱に箱数を乗じ、消費税及び地方消費税を加えた額
再生用紙A3(庁用)	令和8年度から 令和9年度まで	3,750円/箱に箱数を乗じ、消費税及び地方消費税を加えた額
再生用紙B5(庁用)	令和8年度から 令和9年度まで	2,700円/箱に箱数を乗じ、消費税及び地方消費税を加えた額
再生用紙B4(庁用)	令和8年度から 令和9年度まで	4,650円/箱に箱数を乗じ、消費税及び地方消費税を加えた額
角2封筒(庁用)	令和8年度から 令和9年度まで	6.1円/枚に枚数を乗じ、消費税及び地方消費税を加えた額
角3封筒(庁用)	令和8年度から 令和9年度まで	6.6円/枚に枚数を乗じ、消費税及び地方消費税を加えた額
長3封筒(庁用)	令和8年度から 令和9年度まで	2.8円/枚に枚数を乗じ、消費税及び地方消費税を加えた額
長4封筒(庁用)	令和8年度から 令和9年度まで	3.3円/枚に枚数を乗じ、消費税及び地方消費税を加えた額
しみんだより印刷経費	令和8年度から 令和9年度まで	57,400
防犯カメラ電柱添架料	令和8年度から 令和12年度まで	264
RPA利用料	令和8年度から 令和9年度まで	10,000
ユニホーム等スポンサー広告料	令和8年度から 令和9年度まで	2,000
女性問題相談AIチャット窓口運営業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	1,900
鴻ノ池運動公園耐震性貯水槽設置工事	令和8年度から 令和9年度まで	370,000
妊産婦のタクシー利用促進事業委託	令和8年度から 令和10年度まで	500円にタクシー利用券利用枚数を乗じた額
奈良市中筋自転車駐車場管理運営委託	令和8年度から 令和9年度まで	18,000
事業所向け太陽光発電設備設置補助金	令和8年度から 令和9年度まで	104,000
住宅向け再エネ設備設置補助金	令和8年度から 令和9年度まで	161,250
災害時通信用IP無線機賃借料	令和8年度から 令和9年度まで	3,700

事 項	期 間	限 度 額
税額通知書印刷等経費	令和8年度から 令和9年度まで	千円 20,000
知事及び県議会議員選挙費	令和8年度から 令和9年度まで	140,000
行旅死亡人葬祭委託	令和8年度から 令和9年度まで	4,350
生活困窮者等自立支援事業業務委託	令和8年度から 令和13年度まで	287,500
障害福祉窓口業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	15,000
後期高齢者健康診査受診券印刷等経費	令和8年度から 令和9年度まで	3,300
学習支援業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	14,300
フードバンク事業食糧調達経費	令和8年度から 令和9年度まで	113,400
児童手当業務委託	令和8年度から 令和13年度まで	180,000
都南地域ほか1地域における地域子育て 支援拠点事業委託	令和8年度から 令和9年度まで	15,800
子育て世帯SNS相談業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	12,500
こども園・保育園給食食材調達経費	令和8年度から 令和9年度まで	10,000
こども園・保育園給食調理員等検便手数料	令和8年度から 令和9年度まで	593
こども園給食調理業務委託	令和8年度から 令和10年度まで	76,000
こども園・保育園・幼稚園産業廃棄物処理 業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	160円/kgに産業廃棄物排出量を乗 じ、消費税及び地方消費税を加えた額
子どもセンター警備業務委託	令和8年度から 令和13年度まで	30,000
子どもセンター寝具賃借料	令和8年度から 令和9年度まで	3,500
一時保護所指導員検便手数料	令和8年度から 令和9年度まで	80
バンビーホーム産業廃棄物処理業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	160円/kgに産業廃棄物排出量を乗 じ、消費税及び地方消費税を加えた額
放課後児童健全育成事業団体傷害保険料	令和8年度から 令和9年度まで	3,800
私立認定こども園施設整備費補助事業	令和8年度から 令和9年度まで	30,338
市営墓地一般廃棄物運搬業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	2,360
がん検診受診券印刷等経費	令和8年度から 令和9年度まで	8,000
がん検診等カルテ印刷経費	令和8年度から 令和9年度まで	2,600

事 項	期 間	限 度 額
家庭系ごみ収集運搬業務委託	令和8年度から 令和13年度まで	千円 350,000
最終処分地浸出水処理用薬品購入経費	令和8年度から 令和9年度まで	30,000
最終処分地濃縮塩運搬処理業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	50,000
環境清美工場焼却炉管理用薬品購入経費	令和8年度から 令和9年度まで	104,000
環境清美工場高压洗浄機賃借料	令和8年度から 令和9年度まで	1,000
環境清美工場ばい煙等測定分析手数料	令和8年度から 令和9年度まで	8,000
環境清美工場排ガス等ダイオキシン類測定 分析手数料	令和8年度から 令和9年度まで	7,500
衛生浄化センター浄化処理用薬品購入経費	令和8年度から 令和9年度まで	12,400
ごみ収集車両購入経費	令和8年度から 令和9年度まで	65,000
大型ごみ収集車両購入経費	令和8年度から 令和9年度まで	14,000
清美車両購入経費	令和8年度から 令和9年度まで	14,000
焼却灰等運搬車両購入経費	令和8年度から 令和9年度まで	33,000
資源物貯留運搬車両購入経費	令和8年度から 令和9年度まで	20,000
DX人材養成業務委託	令和8年度から 令和10年度まで	17,000
産業用地開発促進奨励金	令和8年度から 令和11年度まで	8,000
起業家支援業務委託	令和8年度から 令和11年度まで	55,500
修学旅行支援補助金	令和8年度から 令和10年度まで	9,000
包括的道路維持管理業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	196,000
河川維持補修経費	令和8年度から 令和9年度まで	5,000
公園樹木剪定業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	2,000
消防職員貸与被服購入経費	令和8年度から 令和9年度まで	10,300
感染性廃棄物収集運搬手数料	令和8年度から 令和9年度まで	2,300
医療用酸素ボンベ購入経費	令和8年度から 令和9年度まで	1,500

事 項	期 間	限 度 額
消防ポンプ自動車購入経費	令和8年度から 令和9年度まで	千円 128,000
興東地区スクールバス賃借料	令和8年度から 令和9年度まで	1,677
ストップいじめならダイヤル夜間休日業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	4,100
プログラミング学習教材導入経費	令和8年度から 令和9年度まで	6,666
児童用防犯ブザー購入経費	令和8年度から 令和9年度まで	1,400
小学校教科用図書・指導書購入経費	令和8年度から 令和9年度まで	806
小学校産業廃棄物処理業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	160円/kgに産業廃棄物排出量を乗 じ、消費税及び地方消費税を加えた額
中学校教科用図書・指導書購入経費	令和8年度から 令和9年度まで	1,022
中学校産業廃棄物処理業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	160円/kgに産業廃棄物排出量を乗 じ、消費税及び地方消費税を加えた額
高等学校産業廃棄物処理業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	160円/kgに産業廃棄物排出量を乗 じ、消費税及び地方消費税を加えた額
埋蔵文化財調査センター清掃業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	1,695
蛇行剣安定台製作委託	令和8年度から 令和9年度まで	16,500
(仮称)文化財センター建設事業設計業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	182,000
学校給食調理員等検便手数料	令和8年度から 令和9年度まで	1,200
学校給食食材調達経費	令和8年度から 令和9年度まで	741,918
東部地域学校給食食材配送業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	5,700
指定管理者による奈良市北人権・コミュニ ティセンターの管理に要する経費	令和8年度から 令和10年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市古市児童館ほか 3施設の管理に要する経費	令和8年度から 令和10年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市斎苑 旅立ちの杜 の管理に要する経費	令和8年度から 令和18年度まで	2,072,090千円に物価変動及び税制度や 金利の変化による増減額を加算した額
指定管理者による奈良市七条コミュニ ティスポーツ会館の管理に要する経費	令和8年度から 令和12年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による旧柳生藩家老屋敷ほか2 施設の管理に要する経費	令和8年度から 令和10年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による中登美ヶ丘近隣公園の 管理に要する経費	令和8年度から 令和27年度まで	133,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等施設整備事業	千円 589,200	普通貸借 又債券発行	5.0%以内(利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
文化振興施設整備事業	401,900	〃	〃	〃
スポーツ施設整備事業	734,900	〃	〃	〃
福祉施設整備事業	924,800	〃	〃	〃
保健衛生施設整備事業	119,500	〃	〃	〃
清掃施設整備事業	10,911,500	〃	〃	〃
労働福祉施設整備事業	2,900	〃	〃	〃
土地基盤整備事業	10,600	〃	〃	〃
商工施設整備事業	23,100	〃	〃	〃
観光施設整備事業	232,600	〃	〃	〃
道路事業	4,630,900	〃	〃	〃
河川事業	213,100	〃	〃	〃
都市計画事業	2,078,200	〃	〃	〃
公営住宅建設事業	283,000	〃	〃	〃
消防施設整備事業	1,248,100	〃	〃	〃
義務教育施設整備事業	7,213,900	〃	〃	〃
中高一貫校施設整備事業	632,100	〃	〃	〃
社会教育施設整備事業	449,000	〃	〃	〃
学校給食施設整備事業	27,000	〃	〃	〃
災害復旧事業	46,000	〃	〃	〃
計	30,772,300			

令和8年度奈良市国民健康保険 特別会計予算

令和8年度奈良市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34,170,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第3款事業費納付金の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 国民健康保険料		6,729,843 ^{千円}
	1. 国民健康保険料	6,729,843
2. 使用料及び手数料		90
	1. 手 数 料	90
3. 県 支 出 金		24,978,623
	1. 県 補 助 金	24,978,623
4. 財 産 収 入		2,500
	1. 財 産 運 用 収 入	2,500
5. 繰 入 金		2,395,917
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	2,395,917
6. 諸 収 入		58,527
	1. 延 滞 金 及 び 過 料	8,000
	2. 雑 入	50,527
7. 市 債		4,500
	1. 市 債	4,500
歳 入 合 計		34,170,000

歳出

款	項	金額
1. 総務費		601,195 ^{千円}
	1. 総務管理費	473,002
	2. 賦課徴収費	127,657
	3. 運営協議会費	536
2. 保険給付費		24,707,668
	1. 給付諸費	24,707,668
3. 事業費納付金		8,358,198
	1. 医療給付費金 事業費納付金	5,345,741
	2. 後期高齢者支援金 事業費納付金	2,141,322
	3. 介護納付金 事業費納付金	667,917
	4. 子ども・子育て支援金 事業費納付金	203,218
4. 共同事業拠出金		9
	1. 共同事業拠出金	9
5. 保健事業費		346,680
	1. 特定健康診査等事業費	311,272
	2. 保健事業費	35,408
6. 基金積立金		2,500
	1. 基金積立金	2,500
7. 諸支出金		153,750
	1. 還付及び還付加算金	33,750
	2. 繰出金	120,000
歳出合計		34,170,000

第 2 表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
資格確認書印刷等経費	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	5,570 ^{千円}
国民健康保険料通知書印刷等経費	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	8,900
特定健康診査受診券印刷等経費	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	2,500

第 3 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
賦 課 徴 収 事 業	4,500 ^{千円}	普 通 貸 借 又 は 債 券 発 行	5.0% 以内（利 率見直し方式に より当該利率の 見直しを行っ た後において は、見直し後の 利率とする。）	政府資金についてはそ の融資条件により、銀 行その他の場合には、 その債権者との協定に よる。ただし、市財政 の都合により据置期間 を短縮し、もしくは繰 上償還又は低利に借換 えすることができる。

令和8年度奈良市土地区画 整理事業特別会計予算

令和8年度奈良市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,469,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 国 庫 支 出 金		90,466 ^{千円}
	1. 国 庫 交 付 金	90,466
2. 清 算 金		1,623
	1. 清 算 金	1,623
3. 繰 入 金		1,059,411
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	1,059,411
4. 市 債		317,500
	1. 市 債	317,500
歳 入 合 計		1,469,000

歳 出

款	項	金 額
1. 西大寺駅南地区 土地地区画整理事業費		1,927 ^{千円}
	1. 西大寺駅南地区 土地地区画整理事業費	1,927
2. J R 奈良駅南地区 土地地区画整理事業費		780,800
	1. J R 奈良駅南地区 土地地区画整理事業費	780,800
3. 公 債 費		686,273
	1. 公 債 費	686,273
歳 出 合 計		1,469,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
J R 奈良 駅南地区 土地区画整理事業	千円 317,500	普通貸借 又は 債券発行	5.0%以内（利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

令和 8 年度奈良市介護保険 特別会計予算

令和 8 年度奈良市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 0, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 保 険 料		8,392,418 ^{千円}
	1. 介 護 保 険 料	8,392,418
2. 国 庫 支 出 金		8,974,771
	1. 国 庫 負 担 金	6,912,004
	2. 国 庫 補 助 金	2,062,767
3. 支 払 基 金 交 付 金		10,503,128
	1. 支 払 基 金 交 付 金	10,503,128
4. 県 支 出 金		5,491,786
	1. 県 負 担 金	5,293,043
	2. 県 補 助 金	198,743
5. 財 産 収 入		26,618
	1. 財 産 運 用 収 入	26,618
6. 繰 入 金		6,603,562
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	5,906,464
	2. 基 金 繰 入 金	697,098
7. 諸 収 入		7,717
	1. 雑 入	7,717
歳 入 合 計		40,000,000

歳出

款	項	金額
1. 総務費		741,423 ^{千円}
	1. 総務管理費	312,519
	2. 賦課徴収費	36,417
	3. 介護認定審査会費	392,487
2. 保険給付費		37,554,000
	1. 介護サービス等諸費	37,554,000
3. 地域支援事業費		1,501,295
	1. 介護予防・日常生活支援総合事業費	1,337,139
	2. 包括的支援事業費・任意事業費	164,156
4. 基金積立金		26,618
	1. 基金積立金	26,618
5. 公債費		230
	1. 公債費	230
6. 諸支出金		176,434
	1. 償還金及び還付加算金	27,249
	2. 繰出金	149,185
歳出合計		40,000,000

第 2 表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
介護保険負担割合証等印刷経費	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	1,800 ^{千円}
介護保険料通知書印刷等経費	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	10,600
介護認定審査会事務用封筒印刷経費	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	230
介護認定審査会ペーパーレス会議システム賃借料	令和 8 年度から 令和13年度まで	50,000
介護認定調査事務用封筒印刷経費	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	800
高齢者 A I チャット相談窓口運営業務委託	令和 8 年度から 令和10年度まで	10,560

令和8年度奈良市母子父子寡婦 福祉資金貸付金特別会計予算

令和8年度奈良市の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ59,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 繰 入 金		12,622 ^{千円}
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	12,622
2. 繰 越 金		17,342
	1. 繰 越 金	17,342
3. 諸 収 入		13,175
	1. 貸 付 金 元 利 収 入	13,075
	2. 雑 入	100
4. 市 債		15,861
	1. 市 債	15,861
歳 入 合 計		59,000

歳 出

款	項	金 額
1. 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費		47,711 ^{千円}
	1. 総 務 管 理 費	23,919
	2. 貸 付 金	23,792
2. 諸 支 出 金		11,289
	1. 繰 出 金	11,289
歳 出 合 計		59,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	千円 15,861	普通貸借	無 利 子	母子及び父子並びに 寡婦福祉法第37条 第2項、第4項及び 第6項に定めるところ による。

令和 8 年度奈良市後期高齢者医療 特別会計予算

令和 8 年度奈良市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10, 412, 000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 後期高齢者医療保険料		8,695,941 ^{千円}
	1. 後期高齢者医療保険料	8,695,941
2. 国 庫 支 出 金		4,950
	1. 国 庫 補 助 金	4,950
3. 繰 入 金		1,669,593
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	1,669,593
4. 繰 越 金		29,891
	1. 繰 越 金	29,891
5. 諸 収 入		11,625
	1. 延滞金・加算金及び過料	926
	2. 償還金及び還付加算金	10,699
歳 入 合 計		10,412,000

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		116,555 ^{千円}
	1. 総 務 管 理 費	87,908
	2. 徴 収 費	28,647
2. 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		10,295,445
	1. 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	10,295,445
歳 出 合 計		10,412,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者医療保険料通知書印刷等経費	令和8年度から 令和9年度まで	14,000 ^{千円}

令和8年度奈良市サマルカンド 交流事業特別会計予算

令和8年度奈良市のサマルカンド交流事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ193,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 国 庫 支 出 金		35,165 ^{千円}
	1. 国 庫 交 付 金	35,165
2. 財 産 収 入		345
	1. 財 産 運 用 収 入	345
3. 寄 附 金		100,000
	1. 寄 附 金	100,000
4. 繰 入 金		57,490
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	9,655
	2. 基 金 繰 入 金	47,835
歳 入 合 計		193,000

歳 出

款	項	金 額
1. 国 際 交 流 事 業 費		83,000 ^{千円}
	1. 国 際 交 流 事 業 費	83,000
2. 基 金 積 立 金		110,000
	1. 基 金 積 立 金	110,000
歳 出 合 計		193,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
サマルカンド特別交流展準備・運営委託	令和8年度から 令和9年度まで	78,000 ^{千円}

令和8年度奈良市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度奈良市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 病 床 数	一 般 病 床	349床
	感 染 症 病 床	1床
2. 年 間 患 者 数		
(1) 入 院		99,280人
(2) 外 来		184,485人
3. 1日平均患者数		
(1) 入 院		272人
(2) 外 来		735人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 病院事業収益		924,962千円
第1項 医 業 収 益		65,114千円
第2項 医 業 外 収 益		671,472千円
第3項 看護師養成事業収益		176,592千円
第4項 特 別 利 益		11,784千円
	支 出	
第1款 病院事業費用		965,644千円
第1項 医 業 費 用		776,635千円
第2項 医 業 外 費 用		10,252千円
第3項 看護師養成事業費用		176,207千円
第4項 特 別 損 失		1,050千円
第5項 予 備 費		1,500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	資本的収入	181,356千円
第1項	補助金	1,756千円
第2項	負担金	179,600千円
支 出		
第1款	資本的支出	181,356千円
第1項	建設改良費	1,756千円
第2項	企業債償還金	179,600千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 第1項 医業費用
- 第2項 医業外費用
- 第3項 看護師養成事業費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、

又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 84,256千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、89,532千円である。

令和8年度奈良市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度奈良市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 給 水 戸 数	181,705戸
2. 年 間 総 給 水 量	41,500,681m ³
3. 1 日 平 均 給 水 量	113,701m ³
4. 主要な建設改良事業	3,366,481千円
(1) 配 水 施 設 整 備 費	462,608千円
(2) 配 水 施 設 費	9,669千円
(3) 施 設 費	1,304,259千円
(4) 配 水 施 設 改 良 費	1,048,279千円
(5) 受託配水管改良費	25,713千円
(6) 東部地域建設改良費	35,241千円
(7) 都祁地域建設改良費	477,885千円
(8) 月ヶ瀬地域建設改良費	2,827千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		9,307,000千円
第1項 営 業 収 益		7,555,393千円
第2項 営 業 外 収 益		1,751,565千円
第3項 特 別 利 益		42千円
	支	出
第1款 水道事業費用		9,223,000千円
第1項 営 業 費 用		8,837,775千円

第2項 営業外費用	374,147千円
第3項 特別損失	6,078千円
第4項 予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,611,000千円は、過年度分損益勘定留保資金1,173,070千円、当年度分損益勘定留保資金2,360,914千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額77,016千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,520,000千円
第1項 企業債	694,300千円
第2項 補助金	385,492千円
第3項 負担金	188,635千円
第4項 分担金	251,573千円

支 出

第1款 資本的支出	5,131,000千円
第1項 建設改良費	3,561,846千円
第2項 固定資産取得費	184,341千円
第3項 企業債償還金	974,813千円
第4項 投資	400,000千円
第5項 予備費	10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設運転管理業務委託	令和8年度から 令和13年度まで	5,097,157千円（消費税及び地方消費税を含む。）を物価変動の事由により増減することができる。

事 項	期 間	限 度 額
給配水管等維持管理業務委託	令和8年度から 令和13年度まで	給配水管等維持管理業務委託のうち管理業務に係る額 634,514 千円
		給配水管等維持管理業務委託のうち修繕等に係る額
鉛給水管布設替工事 監督支援業務委託	令和8年度から 令和10年度まで	千円 100,762
ウォータ－ P P P 導入可能性調査業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	33,000
藤ノ木送水管布設工事	令和8年度から 令和9年度まで	692,945
基幹水道施設 整備関連設計積算資料 整理業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	61,677
新小倉加圧ポンプ所築造工事 に伴う工事監理業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	7,480
新小倉加圧ポンプ所築造工事	令和8年度から 令和10年度まで	367,290

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
建設改良費に充当	千円 694,300	証書借入	5.0%以内 (利率見直し 方式により当 該利率の見直 しを行った後 においては、 見直し後の利 率とする。)	借入先の融資条件 による。ただし企 業財政の都合によ り、据置期間を短 縮し、若しくは繰 上償還又は低利に 借り換えることが できる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における各項間の流用

(2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,350,041千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計から補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

(1) 東部地域等水道整備事業簡易水道事業債元利償還補助金 84,179千円

(2) 児童手当補助金 11,928千円

(3) 都祁地域に係る簡易水道事業債元利償還補助金 81,320千円

(4) 月ヶ瀬地域に係る簡易水道事業債元利償還補助金 23,032千円

(5) 月ヶ瀬地域に係る高料金対策補助金 3,834千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産購入限度額は、100,000千円と定める。

令和8年度奈良市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度奈良市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 水洗化人口	313,980人
2. 年間有収水量	34,839,800m ³
3. 1日平均有収水量	95,451m ³
4. 主要な建設改良事業	1,643,077千円
(1) 管渠建設費	230,805千円
(2) 管渠改良費	863,126千円
(3) ポンプ場建設改良費	7,535千円
(4) 処理場建設改良費	108,187千円
(5) 流域下水道整備事業費	433,424千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	8,472,000千円
第1項 営業収益	5,744,250千円
第2項 営業外収益	2,727,718千円
第3項 特別利益	32千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	8,209,000千円
第1項 営業費用	7,741,113千円
第2項 営業外費用	459,408千円
第3項 特別損失	3,479千円
第4項 予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,630,000千円は、減債積立金130,000千円、過年度分損益勘定留保資金100,219千円及び当年度分損益勘定留保資金1,399,781千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	2,951,000千円
第1項 企 業 債	2,528,300千円
第2項 他 会 計 補 助 金	60,123千円
第3項 国庫補助金及び交付金	359,498千円
第4項 負 担 金 等	3,079千円
支 出	
第1款 資本的支出	4,581,000千円
第1項 建 設 改 良 費	1,690,171千円
第2項 固 定 資 産 取 得 費	134,728千円
第3項 企 業 債 償 還 金	2,746,101千円
第4項 予 備 費	10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
奈良市下水道施設等包括委託事業	令和8年度から 令和18年度まで	17,383,108千円（消費税及び地方消費税を含む。）を物価変動の事由により増減することができる。
水洗便所改造資金融資斡旋事業に伴う利子補給（公共下水道分）	令和8年度から 令和12年度まで	融資総額33,000千円を限度とする 年利2.75%の範囲内の額
水洗便所改造資金借受者の金融機関からの融資に対する損失補償（公共下水道分）	令和8年度から 令和12年度まで	金融機関からの借入総額33,000千円及び当該借入期間中の利息相当額並びに遅延利息の合計額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 2,528,300	証書借入	5.0%以内 (利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	借入先の融資条件による。ただし企業財政の都合により、据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における各項間の流用

(2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

252,963千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計から補助を受ける金額は、774,928千円と定める。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産購入限度額は、100,000千円と定める。

(令和 8 年 3 月 27 日揭示済)

奈良市告示第 139 号

下に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条に規定する事由が生じたので、同令第 12 条第 1 項の規定により、その住民票を職権で消除したが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第 4 項後段の規定により公示する。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に奈良市長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、奈良市を被告として提起することができる。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできない。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

令和 8 年 3 月 27 日

奈良市長 仲 川 元 庸

事件本人 省略

(令和 8 年 3 月 27 日揭示済)

奈良市告示第 144 号

奈良市勤労者総合福祉センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

令和 8 年 3 月 30 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市佐保台西町 115 番地

奈良市勤労者総合福祉センター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町 13 番地 1 号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 西谷 忠雄

3 指定管理者の指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 奈良市勤労者総合福祉センター条例（平成 15 年奈良市条例第 18 号）第 3 条に規定する事業の実施に関すること。

(2) 奈良市勤労者総合福祉センターの利用承認及び利用制限に関すること。

(3) 奈良市勤労者総合福祉センターの施設及び付帯設備の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定めること。

(令和 8 年 3 月 30 日揭示済)

奈良市告示第 149 号

奈良市総合医療検査センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

令和 8 年 3 月 30 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市柏木町 519 番地の 5

奈良市総合医療検査センター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市柏木町 519 番 7 号

一般社団法人 奈良市医師会

代表理事 国分 清和

3 指定管理者の指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 各種がん検査を含む生活習慣病検診その他の検診に関すること。

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による健康診査に係る血液等検査その他病
体生理学的検査に関すること。

(3) 体力測定、運動機能測定その他の健康回復に関すること。

(4) 保健医療の調査研究並びに保健医療情報の収集及び提供に関すること。

(5) その他センターの設置目的を達成するために必要な事業。

(6) センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(7) その他市長が定めること。

(令和 8 年 3 月 30 日揭示済)

奈良市告示第 152 号

令和 5 年奈良市告示第 72 号（収納事務の委託）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

2 委託の期間

令和 5 年 3 月 1 日から令和 8 年 3 月 30 日まで

(令和 8 年 3 月 31 日揭示済)

奈良市告示第 153 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定した
ので、奈良市会計規則（昭和 40 年奈良市規則第 1 号）第 22 条の 3 第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定公金事務取扱者・指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類

指定公金事務取扱者	指定公金事務取扱者に委託する 公金事務にかかる歳入等の種類
東京都港区芝浦 3 丁目 4-1 パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社 BPO 事業本部 本部長 藤原 理絵	戸籍謄抄本等交付手数料 戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料 戸籍記載事項証明書交付手数料 除籍謄抄本等交付手数料 除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料 除籍記載事項証明書交付手数料 届出又は申請の受理等の証明書交付手数料 届書等閲覧手数料 住民基本台帳閲覧手数料 住民票の写し又は住民票記載事項証明書交付手数料 住民票の写し広域交付手数料 除票の写し又は除票記載事項証明書交付手数料 戸籍の附票の写し交付手数料 戸籍の附票の除票の写し交付手数料

印鑑登録証明書交付手数料 個人番号カード交付手数料 電子証明書発行手数料
--

2 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和 8 年 3 月 31 日

委託をした日：令和 8 年 3 月 31 日

3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間

令和 8 年 3 月 31 日から令和 10 年 2 月 29 日まで

(令和 8 年 3 月 31 日揭示済)

奈良市告示第 154 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）駐車場整備地区を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更に係る都市計画の種類

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）駐車場整備地区

2 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市役所 都市整備部 都市計画課

(令和 8 年 3 月 31 日揭示済)

奈良市告示第 156 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条の 5 第 2 項の規定により認定対象区域内の建築物の位置及び構造の認定を取消しましたので同条第 4 項の規定により公告します。

令和 8 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 認定の取消しを行った区域の場所

奈良市西大寺国見町二丁目 334-8

2 認定年月日及び認定番号

(1) 認定年月日 昭和 48 年 9 月 26 日

(2) 認定番号 第 6 号

(令和 8 年 3 月 31 日揭示済)

奈良市告示第 157 号

次に掲げる事業者を指定したため告示する。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者の指定

(3) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 26 第 1 項第 1 号に規定する指定障害児相談支援事業者の指定

令和 8 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

(1) 指定年月日 令和 8 年 1 月 1 日（指定障害福祉サービス）

事業所番号	事業者	事業所	サービス	指定
-------	-----	-----	------	----

	名称	住所	名称	住所	種類	有効期限
2910104666	株式会社漣	奈良県奈良市 神殿町 472 番 地	訪問介護凜	奈良県奈良市 神殿町 472 番 地	居宅介護・ 重度訪問介 護・同行援 護・行動援 護	令和 13 年 12 月 31 日

(2) 指定年月日 令和 8 年 1 月 1 日 (指定特定相談支援)

事業所番号	事業者		事業所		サービス 種類	指定 有効期限
	名称	住所	名称	住所		
2930101080	株式会社ハッ ピーサービス グループ	奈良県奈良市 六条三丁目 1 番 15 号	相談支援事業 所ハッピーリ ンク	奈良県奈良市 六条二丁目 19 番 17 号	計画相談支 援	令和 13 年 12 月 31 日

(3) 指定年月日 令和 8 年 1 月 1 日 (指定障害児相談支援)

事業所番号	事業者		事業所		サービス 種類	指定 有効期限
	名称	住所	名称	住所		
2970100158	株式会社ハッ ピーサービス グループ	奈良県奈良市 六条三丁目 1 番 15 号	相談支援事業 所ハッピーリ ンク	奈良県奈良市 六条二丁目 19 番 17 号	障害児相談 支援	令和 13 年 12 月 31 日

(令和 8 年 3 月 31 日揭示済)

奈良市告示第 158 号

次に掲げる事業者を指定したため告示する。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定（更新）

令和 8 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

(1) 指定更新年月日 令和 8 年 1 月 1 日 (指定障害福祉サービス)

事業所番号	事業者		事業所		サービス 種類	指定 有効期限
	名称	住所	名称	住所		
2910103098	株式会社タク ティ	奈良県奈良市 法華寺町 74 番 地の 5	障害福祉サー ビス虹	奈良県奈良市 法華寺町 74 番 地の 5	居宅介護・ 重度訪問介 護・同行援 護	令和 13 年 12 月 31 日

(令和 8 年 3 月 31 日揭示済)

奈良市告示第 159 号

次に掲げる事業者を廃止したため告示する。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者の廃止
- (3) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 26 第 1 項第 1 号に規定する指定障害児相談支援事業者の廃止

令和 8 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

(1) 廃止年月日 令和 8 年 1 月 15 日 (指定障害福祉サービス)

事業所番号	事業者		事業所		サービス 種類
	名称	住所	名称	住所	

2910103114	社会福祉法人ならやま会	奈良県奈良市奈良阪町 251-1	短期入所事業所パレット	奈良県奈良市奈良阪町 251-1	短期入所
------------	-------------	------------------	-------------	------------------	------

廃止年月日 令和 8 年 1 月 31 日 (指定障害福祉サービス)

事業所番号	事業者		事業所		サービス種類
	名称	住所	名称	住所	
2910102256	一般社団法人ライフェビデンス	奈良県奈良市中山町西四丁目 561 番地 2	すまいる短期入所事業所すまいる	奈良県奈良市中山町西四丁目 561 番地 2	居宅介護・行動援護・短期入所
2910102314	一般社団法人ライフェビデンス	奈良県奈良市中山町西四丁目 561 番地 2	パディーホーム	奈良県奈良市あやめ池北三丁目 1-12-2	短期入所
2920100266	一般社団法人ライフェビデンス	奈良県奈良市中山町西四丁目 561 番地 2	パディーホーム	奈良県奈良市あやめ池北三丁目 1-12-2	共同生活援助

(2) 廃止年月日 令和 8 年 1 月 31 日 (指定特定相談支援)

事業所番号	事業者		事業所		サービス種類
	名称	住所	名称	住所	
2930101072	有限会社天与	奈良県奈良市三碓 6 丁目 10 番 26 号 エクセター帝塚山 203 号	相談支援事業所チーム	奈良県奈良市三碓 6 丁目 10 番 26 号 エクセター帝塚山 203 号	計画相談支援

(3) 廃止年月日 令和 8 年 1 月 31 日 (指定障害児相談支援)

事業所番号	事業者		事業所		サービス種類
	名称	住所	名称	住所	
2970100141	有限会社天与	奈良県奈良市三碓 6 丁目 10 番 26 号 エクセター帝塚山 203 号	相談支援事業所チーム	奈良県奈良市三碓 6 丁目 10 番 26 号 エクセター帝塚山 203 号	障害児相談支援

(令和 8 年 3 月 31 日掲示済)

奈良市告示 162 号

建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 86 条の 2 第 1 項の規定により認定した公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定等に係る一敷地内認定建築物以外の建築物を認定しましたので同条第 6 項の規定により公告し、関係図書を一般の縦覧に供します。

令和 8 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 一団地の区域の地名地番

奈良市中登美ヶ丘一丁目 1994-3、793-1、4150-6 及び 4162-1

2 認定年月日及び認定番号

(1) 認定年月日 令和 8 年 3 月 31 日

(2) 認定番号 奈良市指令整建第 58 号

3 関係図書の縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市 都市整備部 建築指導課

(令和 8 年 3 月 31 日掲示済)

奈良市告示第 163 号

令和 6 年奈良市告示第 230 号（指定公金事務取扱者の指定）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定公金事務取扱者、施設名および指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる市の歳入等の種類

指定公金事務取扱者	施設名	指定公金事務取扱者に委託する 公金事務にかかる市の歳入等の種類
奈良市三条本町 13 番 1 号 一般財団法人奈良市総合財団 理事長 西谷 忠雄	入江泰吉記念奈良市 写真美術館	特許権等運用収入

(令和 8 年 3 月 31 日揭示済)

奈良市告示第 164 号

令和 6 年奈良市告示第 231 号（指定公金事務取扱者の指定）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(令和 8 年 3 月 31 日揭示済)

奈良市告示第 165 号

令和 7 年奈良市告示第 223 号（指定公金事務取扱者の指定）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

2 指定をした日及び委託をした日

委託をした日：令和 7 年 4 月 1 日

3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(令和 8 年 3 月 31 日揭示済)

奈良市告示第 167 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 8 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和 7 年 3 月 14 日 奈良市指令整開 第 24A-43 号

令和 8 年 3 月 9 日 奈良市指令整開 第 24A-43-1 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和 8 年 3 月 31 日 第 1975 号

公共施設 令和 8 年 3 月 31 日 第 1001 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市あやめ池南一丁目 1123 番 1、1123 番 7、1123 番 8、1123 番 9、1123 番 10、1123 番 11、1123 番 12、1123 番 13、1123 番 14、1123 番 15 及び 1123 番 16

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市淀川区宮原一丁目 6 番 1 号新大阪ブリックビル 11F

セキスイハイム近畿株式会社 代表取締役 杉江 孝夫

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市あやめ池南一丁目 1123 番 14 及び 1123 番 15

(2) 下水道

奈良市あやめ池南一丁目 1123 番 14 の一部

(令和 8 年 3 月 31 日揭示済)

奈良市告示第 169 号

令和 8 年 3 月 31 日付けで専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により別紙のとおり公表する。

令和 8 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 令和 7 年度奈良市一般会計補正予算（第 11 号）

令和 7 年度奈良市一般会計
補正予算（第 1 1 号）

令和 7 年度奈良市の一般会計補正予算（第 1 1 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第 1 条 繰越明許費の変更は、「第 1 表 繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

1. 変更分

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
4. 衛生費	3. 清掃費	清掃施設整備事業	7,610 ^{千円}	73,969 ^{千円}

(令和 8 年 3 月 31 日揭示済)

奈良市告示第 170 号

奈良市巨樹等の保存及び緑化の推進に関する条例（平成 14 年奈良市条例第 51 号）第 7 条第 1 項の規定により保存樹を新規に指定及び解除したので、同条第 5 項の規定において次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

新規指定

指定番号	樹木の内容	
37-001	樹木群の名称	ムクノキ
	所在地	奈良市下狹川町 2935 番地田部神社内

解除

指定番号	樹木の内容	
15-001	樹木群の名称	クヌギ
	所在地	奈良市北之庄町 429 番地白山神社境内

(令和 8 年 3 月 31 日揭示済)

監

査

奈良市監査委員告示第 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 37 第 5 項の規定により、包括外部監査人瀨瀬和雅から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第 252 条の 38 第 3 項の規定により、別添のとおり公表します。

令和 8 年 3 月 27 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 植 村 佳 史
同 柳 田 昌 孝

別添省略

(令和 8 年 3 月 27 日揭示済)

奈良市監査委員告示第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表します。

令和 8 年 3 月 31 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 植 村 佳 史
同 柳 田 昌 孝

奈 監 第 114 号
令和 8 年 3 月 31 日

奈 良 市 長 仲 川 元 庸 様
奈良市議会議長 大 西 淳 文 様
奈良市教育長 北 谷 雅 人 様

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 植 村 佳 史
同 柳 田 昌 孝

定期監査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

なお、監査対象については、令和 6 年度の財務を対象としたので旧年度の組織名で表記しています。

1 監査対象

危機管理監	危機管理課
総合政策部	総合政策課
総務部	契約課 財政課 資産管理課
福祉部	国保年金課 福祉医療課 介護福祉課
子ども未来部	保育総務課 保育所・幼稚園課 子ども育成課
健康医療部	健康増進課 母子保健課
観光経済部	農政課

2 監査期間

令和 8 年 1 月 9 日から同年 3 月 30 日まで

3 監査方法

令和 6 年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた令和 7 年 5 月末日現在（一部は同年 3 月末日現在）の資料に基づき、地方自治法第 199 条第 2 項の趣旨も踏まえ、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で実施しました。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

また、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

総務部

契約課

【意見】

施設修繕料の執行について、予定価格が 20 万円以上（令和 7 年 4 月 1 日から 40 万円以上に改正）で奈良市契約規則（昭和 40 年奈良市規則第 43 号）第 17 条の 2 に定める随意契約の限度額までの契約は、同規則第 18 条の 2 において、2 人以上の者から見積書を徴さなければならないとされている。

これまでの定期監査でも見受けられたが、今回の定期監査においても施設修繕料の執行が形式的な見積り合わせにより行われているのではないかと推察される事例が見受けられた。

このことは、見積書が業者の独自様式ではなく、金額の内訳がない市所定様式を使用していることも一因であると考えらる。

見積り合わせが形式的なものとならないよう、併せて、積算に誤りがないか、不要な事項が含まれていないかなど、金額の妥当性を判断することができるよう、施設修繕料における見積書については、金額の内訳が記載された業者独自様式とすることを検討されたい。

財政課

【指摘】

旧右京小学校跡地活用に係る市有地売却については、プロポーザル方式にて契約相手方を決定しているが、提案募集時に最低売却価格を決定したものの、選定委員会で選定された最優秀提案者との契約締結に際しては、予定価格調書を作成せず、また、企画提案時の価格提案書とは別個の正式な見積書を徴取していなかった。

プロポーザル方式における最優秀提案者はあくまで優先交渉権者に過ぎず、改めて契約交渉を行った上で契約を締結する必要がある。このことは、歳入におけるプロポーザルにおいても同様であるため、奈良市契約規則第 18 条及び第 18 条の 2 の規定に基づき、契約締結の際には予定価格調書を作成するとともに、正式な見積書を徴取し、適正な契約事務を行われたい。

福祉部

国保年金課

【指摘】

国民健康保険被保険者証連続帳票他の印刷業務について、関係書類を査閲したところ、所管課は、受注者が個人情報を取り扱っている作業場所の実地検査を行っていないかった。また、受注者に個人情報の入ったデータ

を渡していたが、契約書の個人情報取扱特記事項に規定されている個人情報消去・廃棄報告書（以下「廃棄報告書」という。）の提出を受けていなかった。

言うまでもなく個人情報は適切に管理する必要がある、情報漏えいによる重大なリスクも考えられる。

実地検査は受注者が個人情報の管理を適切に行っているかを確認するための有効な手段であることから、所管課は作業場所の実地検査を行われない。また、廃棄報告書については、同特記事項に基づき漏れなく徴取されたい。なお、廃棄報告書は単に契約上所定の書類を整えるということではなく、受注者が業務上取り扱った個人情報について、消去・廃棄したという報告を市が確認する重要な資料となることに留意されたい。

【指摘】

単価契約で実施されている頭部 MRI 検査業務委託において、事業の実施起案及び単価契約締結に係る起案の決裁区分が本来の決裁権者ではなく課長専決となっていた。

実施起案及び単価契約締結の決裁区分については、予算額（執行見込額）を、奈良市事務専決規程（平成 14 年奈良市訓令甲第 1 号）に規定する支出負担行為の決定額に照らして判断し、また、内容の重要性等により上位者の決裁を受ける運用がなされている。

当該事業は委託料であり、予算額（執行見込額）が 500 万円以上であることから、決裁区分はいずれも部長以上となる。

適正な決裁権者まで決裁を受けられたい。

福祉医療課

【指摘】

後期高齢者医療保険料納入通知書他の印刷業務について、関係書類を査閲したところ、所管課は、受注者が個人情報を取り扱っている作業場所の実地検査を行っていなかった。また、受注者に個人情報の入ったデータを渡しており、更にそのデータが再委託先に提供されていたが、契約書の個人情報取扱特記事項に規定されている個人情報消去・廃棄報告書（以下「廃棄報告書」という。）について、再委託業者分しか提出を受けておらず、元請業者分は提出を受けていなかった。

言うまでもなく個人情報は適切に管理する必要がある、情報漏えいによる重大なリスクも考えられる。

実地検査は受注者が個人情報の管理を適切に行っているかを確認するための有効な手段であることから、所管課は作業場所の実地検査を行われない。また、廃棄報告書については、同特記事項に基づき漏れなく徴取されたい。なお、廃棄報告書は単に契約上所定の書類を整えるということではなく、受注者が業務上取り扱った個人情報について、消去・廃棄したという報告を市が確認する重要な資料となることに留意されたい。

観光経済部

農政課

【意見】

有害獣防除施設設置事業補助金については、申請者は奈良県農業協同組合（以下「農協」という。）に申請書類を提出し、農協は申請書類の形式要件や補助対象要件を確認した上で、農協が市に対し一括して交付申請を行っている。また、同補助金は、市における審査を経て、農協に一括して交付された後に、農協から各申請者に支払われる。

同補助金において、次のような内部統制上のリスクが見受けられた。

ア 領収書等に確認した証跡を残していなかった。

イ 現地確認を行っていなかった。

ウ 農協から各申請者に補助金が支払われたかを確認していなかった。

アについては、領収書等の転用防止等を図るため、原本に同補助金の対象となった旨を記す必要がある。

イについては、当該施設の資材の購入及び設置について、添付書類の写真等を確認していたが、補助事業が確実に履行されたかを確認するため、当該施設の設置状況等を現地確認する必要がある。

ウについては、同補助金は冒頭に述べたような手続で交付されていることから、市として各申請者に補助金が確実に支払われたかを確認する必要がある。

今後は、リスクの発生防止のため事務改善を図られたい。なお、イ及びウについては、件数が多いため全件確認することが現実的でない場合は、サンプリングでも良いので、けん制が働くよう効率的かつ効果的に確認されたい。

【指摘】

農業振興費の切手類受払簿を査閲したところ、郵便切手を年度末に購入したものの、使用せずに翌年度に繰り越されている事例が見受けられた。

切手類を年度末に購入するこのような行為は、予算消化によるものと見受けられるため、所管課は必要枚数を適切に把握した上で計画的に切手類を購入されたい。

【複数課にわたる共通意見】

今回の監査対象課における郵便物の発送において、以下のような事例が見受けられた。

ア 年間の通数が一定数を満たしているものの料金後納郵便制度を利用せず、郵便切手を多量に保有し使用している事例

イ 多数の相手方に同時発送する場合において、発送先のリストが作成されていない事例

切手は現金等価物であり内部統制上のリスクがあることから、一定の通数を満たしている部署においては、「切手等郵送料の取扱いについて」（平成 23 年 3 月 4 日付け奈総文第 23 号）に基づき、料金後納郵便への移行を図ることにより保管リスクの軽減を図られたい。また、多数の相手方に同時発送する場合においては、発送先リストを作成し保管することにより、切手使用の適正性を担保されたい。

(令和 8 年 3 月 31 日揭示済)

奈良市監査委員告示第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別添のとおり公表します。

令和 8 年 3 月 31 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 植 村 佳 史
同 柳 田 昌 孝
奈 教 総 第 268 号
令和 8 年 3 月 19 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様
同 寺 川 拓 様
同 植 村 佳 史 様
同 柳 田 昌 孝 様

奈良市教育委員会
教育長 北 谷 雅 人

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人から提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

令和元年度「奈良市教育委員会の学校教育に係る財務事務の執行について」の結果に対する措置状況について

第 4 結果及び意見

【4】地域教育課

3 監査の結果及び意見

(4) バンビーホームに関する中長期修繕計画について

②中長期的な修繕計画を作成すべき（結果）

(放課後児童育成課)

【監査結果】

バンビーホームは利用対象者が児童であることを考慮すると、安全に配慮しなければならず、安全確保のために計画的な修繕等の対応が必要であるが、固定資産に関する中長期の修繕計画が策定されていなかった。中長期的な修繕計画が作成されない場合、予算の制約等により必要な修繕が先送りになる等といった事象が発生し、安全性を配慮すべき施設について適時適切な修繕が行えないというリスクが発生する可能性がある。

したがって、中長期的な修繕計画を作成し、必要な予算を計画的に見積もることで適時適切な修繕が実施可能な体制を構築すべきである。

【措置の状況】

空調設備等の固定資産については、毎年度各施設の状況確認を実施しており、この結果に基づき、令和 7 年度の予算要求において、必要な修繕費や備品購入費を計上しています。また、中長期的な修繕計画の策定については、固定資産の購入年や耐用年数を把握し、計画的な修繕や買替えをより適切に行えるよう令和 7 年度から改善を講じました。

令和 4 年度「防災に関する事業の財務事務の執行について」の結果に対する措置状況について

第 3 包括外部監査の結果及び意見

9 教育委員会

【文化財課】

(2) 結果及び意見

①教育委員会事務局 教育部 文化財課

補助事業者が消費税等の課税事業者である場合、消費税等の仕入税額控除の取扱いについて奈良市補助金等交付規則又は奈良市文化財保存事業費補助金交付要綱に明記するなど統一して取り扱う必要がある。また、市が消費税等込みで補助金を交付した補助事業者については、仕入税額控除を受けたかどうかについて必ず市に報告させる必要がある。

(文化財課)

【監査結果】

消費税の課税事業者が補助金を消費税等込みで受領して課税仕入を行った場合、補助事業に係る課税仕入に対応する仕入税額控除額については消費税等の納付額を減少させる働きをもつことから、補助事業者に経済的利益が生ずる。しかし、奈良市補助金等交付規則や奈良市文化財保存事業費補助金交付要綱には仕入税額控除に関する定めがないことから、仮に補助事業者が経済的利益を得たとしても返還させることができない状況となっている。補助事業者に経済的利益が発生しないようにするために、補助事業者が仕入税額控除を受けたかどうかを必ず報告させるとともに、仕入税額控除を受けた場合は市に返還させるよう、奈良市補助金等交付規則又は奈良市文化財保存事業費補助金交付要綱に明記する必要がある。

【措置の内容】

奈良市文化財保存事業費補助金交付要綱を改正し（令和 5 年 10 月 24 日告示、令和 6 年 4 月 1 日施行）、以下について規定しました。

(1) 消費税等仕入控除税額は、補助対象経費から控除する。(第 5 条第 1 項第 2 号)

(2) 補助事業者は、実績確定後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合、速やかに市長に報告する。(第 8 条第 1 項)

(3) 市長は、補助金の交付後に消費税等仕入控除税額の報告があった場合、当該仕入控除税額を返還させることがある。(第 8 条第 2 項)

令和 5 年度「外郭団体に係る財務事務の執行について」の結果に対する措置状況について

第 4 監査の結果及び意見

【2】公益財団法人奈良市生涯学習財団

3 監査の結果及び意見

(11) 財務諸表に対する注記「10. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」における補助金の記載漏れ(結果⑧)

(地域教育課)

【監査結果】

令和 4 年度の正味財産増減計算書には、市から受領した補助金収入 4,905,845 円が計上されている。しかし、同年度の財務諸表に対する注記「10. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」には、助成金に関する内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高のみが記載されており、補助金に関する記載はない。

一方、『公益法人会計基準』の運用方針の「13. 様式について(4) 財務諸表に対する注記 11. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」の様式例では次のとおりであり、様式例によると、注記の表題は「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」であることから、補助金に関する記載が求められる。また、様式例の表には助成金に関する事項のみならず、補助金に関する事項も注記されている。

(表省略)

したがって、補助金収入及び助成金収入がある場合には、財務諸表に対する注記「10. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」に漏れなく注記する必要があることになる。

よって、市から受領した補助金収入 4,905,845 円に関しては、財務諸表注記として記載すべきであった。

【措置の内容】

令和 5 年度から、補助金収入及び助成金収入がある場合には、財務諸表に対する注記として記載するよう、改善しました。

(令和 8 年 3 月 31 日揭示済)

奈良市監査委員告示第 7 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 8 年 3 月 31 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 植 村 佳 史
同 柳 田 昌 孝

福祉政策課

監査結果公表日 令和 7 年 3 月 31 日（奈良市監査委員告示第 8 号）

措置結果通知日 令和 8 年 3 月 3 日

[監査の結果]	[措置の内容]
奈良市住民税非課税世帯支援給付金支給事業業務委託について、関係書類を査閲したところ、受注者に給付金対象者データとして個人情報が入力された USB を渡しているが、契約書の個人情報取扱特記事項に規定されている個人情報預り証、作業場所に関する報告書等の提出の有無が確認できなかった。 言うまでもなく個人情報は適切に管理する必要があり、情報漏えいによる重大なリスクも考えられることから、同特記事項に基づき適正な事務手続を行われたい。	監査の指摘を受け、契約書の個人情報取扱特記事項に基づき、委託業者に作業責任者等報告書、作業場所に関する報告書、個人情報預り証、個人情報消去・廃棄報告書を提出させました。 今後、個人情報についての重要性を再確認し、適正に事務手続を行うようにいたします。

市民税課

監査結果公表日 令和 7 年 3 月 31 日（奈良市監査委員告示第 8 号）

措置結果通知日 令和 8 年 3 月 27 日

[監査の結果]	[措置の内容]
納税通知書他の印刷業務について、関係書類を査閲したところ、印刷業者に印刷用データとして個人情報が入力された USB を渡しているが、契約書の個人情報取扱特記事項に規定されている個人情報預り証、作業場所に関する報告書及び個人情報消去・廃棄報告書の提出の有無が確認できなかった。 言うまでもなく個人情報は適切に管理する必要があり、情報漏えいによる重大なリスクも考えられることから、同特記事項に基づき適正な事務手続を行われたい。	監査の指摘を受け、令和 7 年度市民税・県民税納税通知書他の印刷業務において、契約書の個人情報取扱特記事項に基づき、作業責任者等報告書、作業場所に関する報告書、個人情報預り証、個人情報消去・廃棄報告書を漏れなく徴取いたしました。 今後、個人情報についての重要性を再確認し、適正に事務手続を行うようにいたします。

(令和 8 年 3 月 31 日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第 19 号

奈良市企業局入札参加者等審査会要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

奈良市公営企業管理者 増田 聡

奈良市企業局入札参加者等審査会要綱の一部を改正する告示

奈良市企業局入札参加者等審査会要綱（昭和61年奈良市水道局告示第9号）の一部を次のように改正する。

第6条中「企業総務課」を「企業契約課」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(令和8年3月31日掲示済)

奈良市企業局告示第20号

奈良市企業局公共工事の発注見通しの公表に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

奈良市公営企業管理者 増田 聡

奈良市企業局公共工事の発注見通しの公表に関する要綱の一部を改正する告示

奈良市企業局公共工事の発注見通しの公表に関する要綱（平成14年奈良市水道局告示第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号及び第2号並びに第5条中「企業総務課」を「企業契約課」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(令和8年3月31日掲示済)

奈良市企業局告示第21号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第5条の2第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定の更新をしたので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和8年3月31日

奈良市公営企業管理者 増田 聡

指定番号	名称	代表者名	所在地	指定の有効期間満了日
732	天野工業	天野 元	奈良市西九条町二丁目6番地の22	令和13年6月3日
733	株式会社荒井電工	荒井 健太郎	奈良市東九条町246番地	令和13年5月25日
734	吉永設備	吉永 陽水	奈良市三碓三丁目2番20-1号	令和13年5月25日
735	山泰設備	山口 泰男	奈良市南紀寺町四丁目133番地の45	令和13年5月31日
736	タツミ工務店	巽 勇二	奈良市横田町408番地	令和13年6月10日
737	株式会社吉田水道工業所	吉田 卓司	奈良県橿原市小綱町12-43	令和13年6月10日
738	株式会社香川設備	香川 裕彰	奈良市八条三丁目729番地の3	令和13年6月10日
739	株式会社クリーンライフ	元村 祐次	大阪府吹田市広芝町6番10号	令和13年6月17日
740	エバーリンクス株式会社	松本 英隆	大阪府大阪市西区南堀江四丁目17番18号	令和13年6月22日
741	株式会社 Wit	越野 昌	奈良県御所市柏原1617番地2	令和13年7月15日
745	株式会社ショウユウ建工	壺井 紀男	大阪府藤井寺市小山八丁目1番5号	令和13年9月1日

(令和8年3月31日掲示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第 4 号

令和 8 年 3 月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和 57 年奈良市教育委員会規則第 12 号）第 3 条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 3 月 19 日

奈良市教育委員会

教育長 北 谷 雅 人

1 日 時

令和 8 年 3 月 26 日（木）午前 10 時から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下 1 階 B1 会議室

3 会議に付すべき事案

議案

議案第 33 号 奈良市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

議案第 34 号 奈良市学校運営協議会規則（平成 22 年奈良市教育委員会規則第 7 号）の一部改正について

議案第 35 号 奈良市指定文化財の指定について

議案第 36 号 奈良市指定文化財の一部指定解除について

議案第 37 号 奈良市学校結核対策委員会規則（平成 30 年奈良市教育委員会規則第 9 号）の一部改正について

議案第 38 号 奈良市通級指導教室設置要綱（平成 20 年奈良市教育委員会告示第 43 号）の全部改正について

議案第 39 号 奈良市立学校設置条例（昭和 39 年奈良市条例第 16 号）の一部改正について

その他報告事項

その他報告事項（1）奈良市立中学校におけるいじめ重大事態の発生報告並びに調査開始について

その他報告事項（2）奈良市立中学校におけるいじめ重大事態の発生報告並びに調査開始について

その他報告事項（3）奈良市立中学校におけるいじめ重大事態の発生報告並びに調査開始について

その他報告事項（4）奈良市立小学校におけるいじめ重大事態の調査終了について

傍聴受付は、開催日の午前 9 時から午前 9 時 50 分まで、教育政策課にて行います。定員は 5 名で、定員になり次第締切させていただきます。

（令和 8 年 3 月 19 日揭示済）

選 挙 管 理 委 員 会**奈良市選挙管理委員会告示第 22 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 185 条第 2 項の規定により次の者が奈良市選挙管理委員会の委員を退職しました。

令和 8 年 3 月 31 日

奈良市選挙管理委員会

委員長 植 田 茂

委 員 名	住 所	退職年月日
阪 田 孝	奈良市杉ヶ町 27 番地の 3	令和 8 年 3 月 31 日

（令和 8 年 3 月 31 日揭示済）